

継続事業における『評価の視点（2. 事業の実現見通し）』を踏まえた評価の方針

I 完了時期の実現可能性が高い ⇒ A（視点ごとの評価）

「完了時期の実現可能性が高い⇒A」とは、事業完了までのスケジュールの実現可能性が高いことをいう。

前回の評価分類が「事業継続（A）」であり、その後、計画変更等の事業の条件に変更がないものであっても、次のような課題があるものは、評価の視点「2. 事業の実現見通し」について「B」以下とし、最終的な評価分類について、原則として「事業継続（B）」以下の評価とする。

【再評価の視点】

- | | |
|--------------|--|
| 2-①事業の進捗状況 | 前回評価時点から計画どおり事業が進捗していない。 |
| 2-②事業の進捗の見込み | 今後5年間に於いて、計画どおり事業が終了するよう事業進捗が図られない可能性がある。 |
| 2-③事業費の見込み | 今後5年間に於いて、計画どおり事業が終了するよう事業費確保が図られない可能性がある。 |

ただし、前回評価時の計画から計画変更（計画の見直し）をすることにより、②と③の課題が解決されるものは、変更後（見直し後）の計画で分析をして評価を実施することで、前回評価と同等の評価分類とすることも可能とする。

II 完了時期の見通しあり ⇒ B（視点ごとの評価）

「完了時期の見通しあり⇒B」とは、事業完了に至るまでおおむね見通しがついていることをいう。

前回の評価分類が「事業継続（B）」であり、その後、計画変更等の事業の条件に変更がないものであっても、次のような課題があるものは、評価の視点「2. 事業の実現見通し」について「C」以下とし、最終的な評価分類について、原則として「事業継続（C）」以下の評価とする。

【再評価の視点】

- | | |
|--------------|--|
| 2-①事業の進捗状況 | 前回評価時点から計画どおり事業が進捗していない。 |
| 2-②事業の進捗の見込み | 今後5年間に於いて、おおむね計画どおり事業が終了するよう事業進捗が図られないことが見込まれる。 |
| 2-③事業費の見込み | 今後5年間に於いて、おおむね計画どおり事業が終了するよう事業費確保が図られないことが見込まれる。 |

ただし、前回評価時の計画から計画変更（計画の見直し）をすることにより、②と③の課題が解決されるものは、変更後（見直し後）の計画で分析をして評価を実施することで、前回評価と同等の評価分類とすることも可能とする。

III 一定の進捗は見込まれる ⇒ C（視点ごとの評価）

「一定の進捗は見込まれる⇒C」とは、当面、権利者調整の進展等に応じて実施するなどにより、一定の進捗は見込まれることをいう。

前回の評価分類が「事業継続（C）」であり、その後、計画変更等の事業の条件に変更がないものであっても次のような課題があるものは、評価の視点「2. 事業の実現見通し」について「D」以下とし、最終的な評価分類について、原則として「事業休止（D）」以下の評価とする。

【再評価の視点】

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 2-①事業の進捗状況 | 前回評価時点から事業が進捗していない。 |
| 2-②事業の進捗の見込み | 今後5年間に於いて、一定の事業進捗が見込まれない。 |
| 2-③事業費の見込み | 今後5年間に於いて、一定の事業進捗のための事業費の確保が見込まれない。 |

ただし、前回評価時の計画から計画変更（計画の見直し）をすることにより、②と③の課題が解決されるものは、変更後（見直し後）の計画で分析をして評価を実施することで、前回評価と同等の評価分類とすることも可能とする。

なお、未買収用地がある場合で、評価分類を「事業休止（D）」に変更することで、用地買収が可能となった際に対応できないことにより事業に支障がでる場合は、前回評価と同等の評価分類とすることも可能とする。